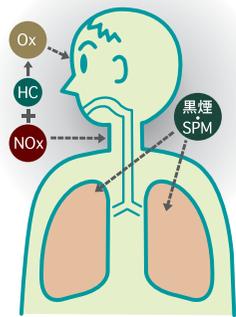


深刻さを増す大気汚染



大気汚染が人々の健康を蝕み、自然環境に多大な悪影響を与えています。私たちが経済活動や生活を営む過程で、自らその原因を作り出し出していることは周知の事実です。したがって、人々の健康や自然環境を守るには、経済活動の中で大気汚染物質あるいは温室効果ガスの排出を極力少なくしていかなければなりません。国や自治体が行う環境対策、企業の環境への取り組みとともに、私たち一人一人が日々の仕事や生活の中で推進していくことが大切です。



- ❗ **窒素酸化物 (NOx)**
長期的な影響として呼吸器に害を与えます。また、眼やのどに痛みを引き起こす光化学スモッグの原因となります。
- ❗ **炭化水素 (HC)**
窒素酸化物と反応してオキシダント (Ox) を生成し、光化学スモッグの原因となります。
- ❗ **黒煙・浮遊粒子状物質 (SPM)**
大気中に浮遊している微粒子。呼吸器に悪影響を与えるだけでなく、肺ガンの原因になると言われています。

人体への健康被害

大気汚染を誘発する窒素酸化物 (NOx) の発生源は、全体の五〇%以上が自動車の排出ガスで占められています。自動車から排出される NOx や炭化水素 (HC) は光化学スモッグの原因となり、頭痛・めまい・喘息・呼吸困難を起したりします。さらに、浮遊粒子状物質 (SPM) は全発生源の四〇%以上をディーゼル車から排出される PM (粒子状物質) が占めており、肺ガンの原因になると言われています。したがって、NOx・HC・PM を自動車から排出されないようにしなければ人体への健康被害は減りません。

規制による排出ガスの低減

現代は自動車社会といっても過言ではありません。自動車の普及が文明や経済

活動の発展に寄与してきた功績は計り知れないものがあります。しかし、自動車に有害な物質や成分をまきちらして人々の健康を害しながら走り回っている状況は、容認できるものではありません。かつて経済活動を支えてきた功労者の自動車を社会からなくすることはできません。人々の健康や自然環境を守るには、自動車の排出ガスをクリーンにすることこそ人と車の共存共栄に残された選択といえます。この実現に向けて、環境にやさしい低排出ガス自動車を普及させる努力が必要になっていきます。

一方で、将来の地球環境への影響として地球温暖化が危惧されています。温室効果ガスである二酸化炭素 (CO₂) の自動車からの排出量を、燃費の向上 (省エネルギー) で抑制する努力が続けられています。

自動車NOx・PM法



大気汚染を改善していくための法律として大気汚染防止法に基づく自動車NOx法が改正され、自動車NOx・PM法として、排出ガスの規制が強化されました。国が定めた特定地域を対象に、NOx・PMの排出基準に適合していない自動車の新車登録が平成一四年一〇月からできなくなり、継続車検については平成一五年一〇月から受けられなくなります。この法律に違反すると、六月以下の懲役又は二〇万円以下の罰金などが科せられます。

自動車NOx・PM法の概要

この法律は従来の自動車NOx法を平成一三年六月に改正したもので、自動車から排出されるNOxおよびPMを削減することにより、特定地域における二酸化窒素および浮遊粒子状物質について、環境基本法に基づく大気環境の基準を平成二一年度までにおおむね達成することを目標に、これらの対策を総合的・計画的に講ずることを目的として、つぎのような内容を含んでいます。

- 一 自動車から排出されるNOxおよびPMの総量削減基本計画・総量削減計画
- 二 特定地域のトラック・バス、ディーゼル乗用車などに適用される使用規制
- 三 事業者排出抑制対策 (一定規模以上の事業者の自動車使用管理計画の作成等)

規制対象地域・車種、使用期限

自動車NOx・PM法で規制する特定地域は、従来の自動車NOx法での首都圏・近畿圏に中京圏が加わっています。これらの特定地域全体で、全国の商用車保有台数の半数を占めています。規制の対象となる車種は、使用する燃料にかかわらずトラック・バスが対象となります。また、乗用車についてはディーゼル車が対象です。現在使用している車は、車種・型式によって初年度 (新車) 登録から八年、二二年の使用期限がつけられます (P4表: 自動車NOx・PM法と自治体条例)。

使用期限 (使用可能最終日) は、特定地域内で平成一四年一月一日以降に車検を受け、自動車検査証 (車検証) 備考欄に記載されています。

【排出基準】

ディーゼル乗用車	NOx: 0.48g/km (昭和53年規制ガソリン車並) PM: 0.055g/km (注)	
トラック・バス等 (ディーゼル車、ガソリン車、LPガス自動車)		
車両総重量区分	1.7t以下	NOx: 0.48g/km (昭和53年規制ガソリン車並) PM: 0.055g/km (注)
	1.7t超2.5t以下	NOx: 0.63g/km (平成6年規制ガソリン車並) PM: 0.06g/km (注)
	2.5t超3.5t以下	NOx: 5.9g/kWh (平成7年規制ガソリン車並) PM: 0.175g/kWh (注)
	3.5t超	NOx: 5.9g/kWh (平成10年、平成11年規制ディーゼル車並) PM: 0.49g/kWh (平成10年、平成11年規制ディーゼル車並)

(注) 中央環境審議会第4次答申 (平成12年) において、新長期規制 (平成17年から実施予定) については、新短期規制 (平成14年から実施) の2分の1の値。

< 問い合わせ先 >
環境省環境管理局自動車環境対策課
TEL03-3581-3351 (内6525)
<http://www.env.go.jp/air/car/pamph2/index.html>
国土交通省自動車交通局技術安全部環境課
TEL03-5253-8111 (内42522)
<http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha.html>

